

議案第 30 号

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定める。

平成 27 年 2 月 20 日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 21 年山陽小野田市条
例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表現場業務手当の項支給を受ける者の範囲の欄を次のように改める

高齢者福祉、障害者福祉、介護保険又は地域保健事業に
係る調査、相談、指導等のため、戸別訪問に 3 時間以上
従事した専門的知識又は技術を有する職員

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号参考資料

山陽小野田市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種類	支給を受ける者の範囲	支給額	種類	支給を受ける者の範囲	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
現場業務手当	<u>高齢者福祉、障害者福祉、介護保険又は地域保健事業に係る調査、相談、指導等のため、戸別訪問に3時間以上従事した専門的知識又は技術を有する職員</u>	日額250円	現場業務手当	<u>高齢障害課又は健康増進課に勤務する職員で、戸別訪問に3時間以上従事した職員</u>	日額250円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)